

○財務省告示第十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十五年十二月二十日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十六年一月十日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第四百十九回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定

四 発行方法 振替機関は日本銀行とする。の適用を受けるものとし、その価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札

五 募入決定の 方法 入札競争の 価格競争入札発行（以下「価格競争入札発行」という。）を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非

イ 入札発行 各申込みのうち応募額の高いものからその応募額を順次割り当てる。

十 一	九	八						七						六													
一 発	振	額	最	行	争	非	者	特	国	入	価	払	行	争	非	者	特	国	入	価	発	行	争	非	者	特	国
発	替	替	低	入	入	価	・	別	債	札	格	込	入	入	価	・	別	債	札	格	行	入	入	価	・	別	債
行	単	単	額	札	札	格	I	参	市	発	競	金	札	札	格	I	参	市	発	競	行	入	入	価	I	参	市
価	位	位	面	発	発	競	加	場	場	行	争	額	発	発	競	加	場	場	行	競	額	発	発	競	I	参	市
格			金	金	金	金																					
平	す	の	千						千	七	二								額	億	額						
成	る	記	万						六	万	兆								面	八	面						
二	°	載	円						百	二	三								金	千	金						
十		又							三	千	千								額	万	額						
五		は							十	円	三								で	円	で						
年		規							億		百								千		二						
十		定							三		五								六		兆						
二		に							百		十								百		三						
月		よ							七		五								三		千						
二		る							十		億								十		三						
十		最							七		十								一		百						
日		低							万		億								十		六						
		額							千		六								億		十						
		面							七		百								十		八						
		金							十		八								十		十						
		簿							十		十								十		八						

各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額とす。整数倍の金額によるものとす。

平成二十五年十二月二十日

イ	ロ	十二	十三	十四	十五	十六
価格競争	特別参加市場	償還期限	償還金額	元金支払額	入札参加	払込期日
額面金額百円につき九十九円九	十額面金額百円につき九十九円九	平成二十六年十二月二十二日	償還金額を支払う。その翌営業日に	日本銀行額百円につき百円	財務大臣から通知を受けた者	平成二十五年十二月二十日